

2021年3月10日

株式会社長泉ガーデン・長田事業株式会社に対する

債権者破産手続申立に関する記者会見

～淡島ホテルグループの巨額被害事件の責任追及のために～

淡島ホテルグループの責任を追及する債権者の会

住所：東京都新宿区喜久井町 19-12

電話：03-5155-2026

担当：子野日

弁護士 原 和良（弁護士法人パートナーズ法律事務所）

弁護士 磯部 たな（同上）

電話 03-5911-3216

Fax 03-5917-3217

e-mail hara@p-law.jp

弁護士 澤藤 大河（澤藤統一郎法律事務所）

弁護士 萩原 繁之（みどり合同弁護士法人）

記者会見の内容

申立日 3月10日（水） 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

1 長田事業株式会社

事件番号 令和3年（フ）第71号

申立人（債権者） 東京都内在住の個人債権者

負債総額 約112億円（平成30年8月31日現在）

債務超過（帳簿上）約32億円（同上）

債権者数は不明

会社は、長泉ガーデンの土地建物、長泉山荘を所有、2号館建設が途中でとん挫

2 株式会社長泉ガーデン 令和3年（フ）第72号

申立人（債権者） 上記個人債権者が代表を務める会社2社

負債総額 約75億円（令和1年10月31日現在）

債務超過（帳簿上）約8億円（同上）

債権者数は不明

株式会社長泉ガーデンは、資産なし

株式会社オーロラが、事業譲渡を受けたとして、同ホテルの運営を現在も行っている。

3 今後の見通し

(1) 審尋手続を経て、破産手続開始決定⇒破産管財人の選任

(2) 破産管財人による換価

特に、長泉ガーデンの土地建物、2号館の売却等が予定される。

(3) 事業譲渡の適正についての調査

淡島ホテルと同じ問題・流失した資産・利益の返還

(4) 淡島ホテルの破産手続と車の両輪関係

手続のスピードアップと債権者・被害者の救済に寄与
(5) 今も続く会員権販売などの被害を根絶する役割

事件の概要

- 1 債権者の会は、淡島ホテルを始めとした淡島ホテルグループに対してホテル会員権、貸付金、預託金等の多額の債権を有する被害債権者らで結成した任意団体です（会員約130名）。
- 2 静岡地方裁判所沼津支部は、2019年12月20日付で株式会社AWH（旧株式会社淡島ホテル）に対し破産手続開始決定を行い、現在破産手続が係属しています（令和元年（フ）第276号）。同事件の会社負債額は、約600億円と推定されています。
- 3 今般、債権者の会では、株式会社淡島ホテルの関連会社である株式会社長泉ガーデン及び長田事業株式会社について、被害の全面解決、真相究明を目的に債権者破産手続開始申立を行いました。
申立人債権者は、上記2社に対して債権を有する個人・法人です。
- 4 上記2社の代表取締役は、破産手続開始決定当時の株式会社AWHの代表取締役である古矢誠一郎氏です。
株式会社長泉ガーデンは、旧ホテル長泉ガーデンを運営していた運営会社であり、長田事業株式会社は、ホテルの土地建物を所有する会社です。
- 5 旧ホテル長泉ガーデンは、淡島ホテルと同様、現在株式会社オーロラが事業譲渡を受けたとして、同社及びその関連会社であるグッドリゾート株式会社が事業を運営しています。
- 6 本件の申立により、被害者債権者の権利を無視した、事業運営の実態が解明されること、手続中の淡島ホテルの破産業務の進展に大きな寄与をするものと考えております。

【予納金等の破産手続申立費用の募金】

今回の申立は、全債権者・被害者の救済と真相究明、新たな被害の阻止という公共性の高い申立であり、申立にかかる予納金や弁護士費用その負担を申立人債権者だけに負わせるのは適切ではない。

債権者の会では、広く費用に関しての募金を集め、申立人債権者の負担を軽減し、会の目的達成を目指したい。

【募金口座】

東京三協信用金庫 本店 普通口座
口座番号 1146252
口座名義 長泉ガーデン・長田事業破産申立費用募金口
代表者原和良

以上